弁護士法人西村綜合法律事務所　主催

社会保険労務士事務所様向けセミナーのご案内

民法改正
徹底解説セミナー

民法改正が労働関係に与える影響

民法が改正され、2020年4月1日に施行されることが決まりました。企業を日々支えている皆様方にとっては、今回の改正は非常に重要な改正となります。今回の改正により、労働関係への影響も多分にあります。今回のセミナーでは、①消滅時効、②雇用契約、③法定利率の改正，その他により労働関係に影響する点について中心に解説します。

こんなお考えを持つ社会保険労務士の先生方はご参加をお勧めいたします！

- ☑ 民法改正が企業の経営に与える影響を知りたい
- ☑ 民法改正は重要だと分かっているが、具体的な対応が分からない
- ☑ 企業間の取引にどのような影響があるのか知りたい

日程

開催日時　3/13(水)16:30-18:00

開催場所　アクセア半蔵門 第1会議室5階

参加費用　ご参加無料

セミナー講師紹介

弁護士 西村 啓聡
(弁護士法人西村綜合法律事務所 代表)
【経歴】
東京大学法学部卒業
第二東京弁護士会登録
岡山弁護士会登録
元日弁連立法対策委員会委員
元日弁連情報問題対策委員会委員

お問い合わせ先：弁護士法人西村綜合法律事務所
住所：〒102－0083　東京都千代田区麹町3-2-4　麹町ＨＦビル8階
TEL 03-3237-3515 / FAX 03-3237-3516

詳しくは裏面をご覧ください。

講座概要

当事務所では社会保険労務士の先生方を対象にしたセミナーを随時開催しております。今回は、民法改正を題材とし、民法改正による労務関係上対応が必要となることや、労働関係への影響などについて説明させていただきます。本セミナーを通じて、皆様の健全な労務管理のお役に立てれば幸いです。

セミナーテーマ

民法改正徹底解説セミナー
民法改正が労働関係に与える影響

セミナー内容

① 消滅時効の改正による労働関係への影響
・賃金等請求権の消滅時効の改正議論，労災による損害賠償請求権の時効の重要な変更点について，時効の更新，完成猶予の新設についての理解など
② 雇用契約の改正による労働関係の影響
・有期雇用契約の解除の変更点など
・無期雇用契約の解約申入れの変更点など
③ 法定利率の改正による労働関係への影響
・後遺障害逸失利益の金額の変更など

開催概要

開催日時 3/13(水)16:30-18:00

開催場所 アクセア半蔵門第1会議室5階
（東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル 5F）

参加費用 無料

当日連絡先 03-3237-3515

弁護士法人西村綜合法律事務所のご紹介

■当事務所について
企業法務分野に強みを持ち、現在では東京、名古屋、大阪、神戸、岡山に約65社の顧問先を持つ。使用者側労務問題の専門家として、多数の労災民事事件や、大規模な残業代請求事件、上場企業の雇止め事件を担当。

■当事務所の顧問弁護士
久保利英明（顧問弁護士）
■現職
・金融庁 総務企画局 参事(法令等遵守調査室顧問)
・株式会社日本取引所グループ 社外取締役
・農林中央金庫 経営管理委員
・日本銀行コンプライアンス会議メンバー
■歴任
・第二東京弁護士会会長
・日本弁護士連合会副会長
・金融庁顧問・金融問題タスクフォースメンバー
・知的財産戦略本部 本部員
・知的財産戦略本部 コンテンツ・日本ブランド専門調査会 会長
・ニッポン放送社外取締役,あおぞら銀行社外監査役
・野村ホールディングス株式会社 社外取締役

日比谷パーク法律事務所
代表弁護士
久保利英明

参加ご希望の方は、下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい
締切：3月11日(月)　FAX： 03-3237-3516

貴　社　名		ご芳名	
ご　住　所			
ご　連　絡　先	【TEL】	【FAX】	
Eメールアドレス	@		

お問い合わせ先：弁護士法人西村綜合法律事務所
住所：〒102－0083　東京都千代田区麹町3-2-4　麹町ＨＦビル8階
TEL 03-3237-3515 / FAX 03-3237-3516